

第2章 訓練資料

1 訓練実施要領等

平成30年度青森県原子力防災訓練概要

1 目的

青森県地域防災計画（原子力災害対策編）及び関係市町村地域防災計画（原子力編）に基づき、原子力災害発生時における防災関係機関の応急対策に関する検証・確認及び地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施する。

具体的には以下のとおりとする。

- ① 国、県、市町村、事業者における体制及び関係機関等の協力体制の確立
- ② 「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」を踏まえた各市町村避難計画の具体化及び検証
- ③ 訓練結果による教訓事項の案出と計画への反映
- ④ 防災業務関係者の防災技術の習熟
- ⑤ 地域住民の防災意識の高揚や、原子力防災対策に関する理解促進

2 実施日時

平成30年11月10日（土）8：30～14：30（予定）

11日（日）8：30～14：00（予定）

（※傷病者搬送訓練は11月6日（火）に実施）

3 対象となる事業所

東北電力株式会社 東通原子力発電所

4 事故想定

東通原子力発電所1号機において、定格電気出力運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生。その後、原子炉冷却材漏えいが発生したため原子炉を手動停止。非常用炉心冷却装置が作動したが、設備故障等により同装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに事態が進展し炉心損傷に至り、発電所から放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

5 今回の訓練の特徴

(1) みちのくALERT2018と連動した訓練の実施

- 緊急搬送する必要がある場合を想定した自衛隊ヘリによるPAZ圏住民の空路避難
- 東北方面隊（第9化学防護隊）及び陸上総隊（中央特殊武器防護隊【初】）の参加による避難退域時検査・簡易除染訓練
- 原子力センターへの陸上自衛隊による燃料供給訓練

- (2) 「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」を踏まえた訓練の実施
- 住民、社会福祉施設等への屋内退避指示の伝達
 - U P Z 内自治体の連携による P A Z 避難行動要支援者の搬送【初】
 - 陸路避難ができない事態を想定した自衛隊艦船による U P Z 圏住民の海路避難
 - 避難元市町村と避難受入市町村との連携
- (3) 原子力災害医療活動の充実
- 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練の実施【初】

6 訓練項目

(1) オフサイトセンター運営訓練

【原子力規制庁（東通原子力規制事務所、六ヶ所原子力規制事務所）、東北運輸局青森運輸支局、青森地方气象台、第二管区海上保安本部、東北森林管理局、自衛隊、青森県警察本部、東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村、下北地域広域事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、東北電力(株)、県】

緊急事態初期対応段階のオフサイトセンターにおける事故状況の情報収集や関係機関の対応状況の取りまとめ、現地事故対策連絡会議等の運営等を実施。

(2) 緊急時通信連絡訓練

【原子力規制庁、指定地方行政機関、青森県警察本部、東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村、下北地域広域事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、県】

緊急事態の初期対応段階における連絡体制の確認及び各種通信機器の操作方法の習熟のため訓練を実施。

(3) 住民防護措置訓練

ア P A Z 内住民の迅速な避難

① 施設敷地緊急事態発生時の避難行動要支援者の福祉車両による避難

【東通村、むつ市、横浜町】

P A Z 内の要配慮者を福祉車両に乗車させ、搬送する訓練を実施。（むつ市及び横浜町については、東通村に応援職員を派遣）

② 全面緊急事態（放射性物質放出前）の避難（空路避難）

【東通村】

緊急搬送する必要がある場合を想定し、知事の災害派遣要請に基づく陸上自衛隊ヘリにより空路避難を行う訓練を実施。

イ U P Z 内住民の屋内退避、一時移転訓練

【東通村、六ヶ所村、むつ市、横浜町、野辺地町】

各市町村避難計画に基づき、避難地区住民が市町村からの指示に基づき、屋内

退避及び一時移転を行う訓練を実施。

ウ UPZ内住民の一時移転訓練（海路避難）

【東通村】

東通村住民について、陸路避難ができない事態を想定し、一時集合場所から大湊港までバスで移動させ、海上自衛隊艦船により海路避難を行う訓練を実施。

エ 一時集合場所開設・運営訓練

【東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村】

一時集合場所に参集した住民等の名簿作成、屋内退避時の住民の行動、一時集合場所に参集した住民の服装・持出品の確認を行う訓練を実施。

オ 安定ヨウ素剤緊急配布訓練

【東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村】

一時集合場所等において、参集した住民に安定ヨウ素剤について説明の上、聞き取りを行い問診票作成し、安定ヨウ素剤の緊急配布を行う訓練を実施。

カ 福祉車両を使用した要配慮者搬送訓練

【野辺地町、六ヶ所村】

避難指示が発令された地区の要配慮者を、福祉車両にて搬送する訓練を実施。

(3) 学校・社会福祉施設防護措置訓練

ア 学校施設防護措置訓練

【むつ市】

UPZ内の学校施設において、屋内退避訓練を実施するとともに、放射線防護対策施設使用の訓練を実施。

イ 社会福祉施設等防護措置訓練

【東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村、各施設管理者】

UPZ内の社会福祉施設等において、通信連絡訓練、屋内退避訓練を実施するとともに、放射線防護対策施設の使用訓練を実施。

① 通信連絡訓練

- ・東通村：さくらの里ひがしどおり、和あつとほ一む、東通村診療所、東通村老人介護保健施設「のはなしょうぶ」
- ・むつ市：介護老人保健施設はまなす苑、特別養護老人ホーム恵光園、障害者支援施設しもきた療育園
- ・横浜町：特別養護老人ホームなのはな苑、グループホームみほの、有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘
- ・六ヶ所村：社会福祉法人延寿福祉会特別養護老人ホーム貴宝園、社会福祉法人松緑福祉会特別養護老人ホームぼんてん荘、文化交流プラザ「スワニー」

② 屋内退避訓練

- ・東通村：さくらの里ひがしどおり、和あつとほ一む、東通村診療所、東通村老人介護保健施設「のはなしょうぶ」

- ・むつ市：介護老人保健施設はまなす苑、特別養護老人ホーム恵光園、障害者支援施設しもきた療育園
- ・六ヶ所村：社会福祉法人延寿福祉会特別養護老人ホーム貴宝園、社会福祉法人松緑福祉会特別養護老人ホームぼんてん荘、文化交流プラザ「スワニー」

③ 放射線防護対策施設使用訓練

- ・東通村：さくらの里ひがしどおり、東通村診療所、東通村老人介護保健施設「のはなしょうぶ」
- ・むつ市：介護老人保健施設はまなす苑、特別養護老人ホーム恵光園、障害者支援施設しもきた療育園
- ・六ヶ所村：社会福祉法人延寿福祉会特別養護老人ホーム貴宝園、社会福祉法人松緑福祉会特別養護老人ホームぼんてん荘、文化交流プラザ「スワニー」

(4) 地域住民、施設等への情報伝達訓練

【東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村、北部上北広域事務組合消防本部、施設管理者等】

防災行政無線、緊急速報メール等による情報伝達訓練及び役場職員、消防署員、消防団員等による屋内退避及び避難指示等の伝達をする訓練を実施。

(5) 災害対策本部運営訓練

【横浜町】

事故の進展に応じ、災害対策本部を設置し、避難計画に基づく応急対策を実施するとともに、関係機関等との間で情報共有・調整を行う訓練を実施。

(6) 避難退域時検査・簡易除染訓練

【むつ市、六ヶ所村、日本赤十字社青森県支部、(公社)青森県診療放射線技師会、(公社)青森県トラック協会、陸上自衛隊、弘前大学、弘前大学「被ばく医療プロフェッショナル育成計画」修了生、東北電力(株)、東京電力(株)、日本原燃(株)、電源開発(株)、リサイクル燃料貯蔵(株)、県】

避難退域時検査候補地において、避難車両及び避難者のサーベイ、基準以上の線量を検出した場合は簡易除染を行う訓練を実施。

(7) 傷病者搬送・受入訓練

【青森県立中央病院、八戸市立市民病院、弘前大学、青森地域広域事務組合消防本部、青森県、東北電力(株)東通原子力発電所】

原子力災害時における医療関係機関等との通信連絡訓練、原子力災害拠点病院における傷病者の除染処置訓練のほか、病院入口前における多数傷病者の受入体制の確認を行う訓練を実施。

(8) 受入市町職員等による避難所設置運営訓練

【弘前市、横浜町、青森市、五所川原市、黒石市、平内町、陸上自衛隊、青森県防災士会、県、原子力事業者】

避難所における避難車両の誘導等、避難退域時未受検車両を想定した検査・除染手順、避難者カードを活用した避難者受付手順の確認等を実施。また、広域避難や避難生活の長期化を念頭においた居住スペースの設置方法の確認等を実施。

(9) 緊急時モニタリング訓練

【原子力規制庁、(国研)日本原子力研究開発機構青森研究開発センター、(公財)核物質管理センター六ヶ所保障措置センター、(公財)環境科学技術研究所、東北電力(株)、日本原燃(株)、県】

緊急時に係るモニタリング内容等を検討する図上訓練及び東通原子力発電所UPZ内において、実際にモニタリングを行う実動訓練等を実施。

ア 資機材取扱訓練

- ・緊急時モニタリングの体制・実施内容に係る講義
- ・防護服等の着脱訓練
- ・通信機器取扱訓練
- ・モニタリング情報共有システム取扱訓練
- ・サーベイメータ、モニタリングカー及び可搬型モニタリングポスト取扱訓練
- ・環境試料採取訓練

イ 図上訓練

- ・青森県緊急時モニタリング本部設置・運営訓練
- ・緊急時モニタリングセンター設置・運営訓練

ウ 実動訓練

- ・空間放射線量率の測定訓練
- ・環境試料の採取及び分析訓練
- ・モニタリング要員の被ばく管理訓練

(10) 映像伝送訓練

【NTTドコモ(株)、KDDI(株)、北部上北広域事務組合消防本部、青森県防災航空隊】

県防災ヘリ「しらかみ」による上空偵察映像、NTTドコモ(株)及びKDDI(株)の通信機材により撮影した訓練映像を伝送する訓練を実施。

(11) 物資調達・供給訓練

【陸上自衛隊、(有)小泉石油、県】

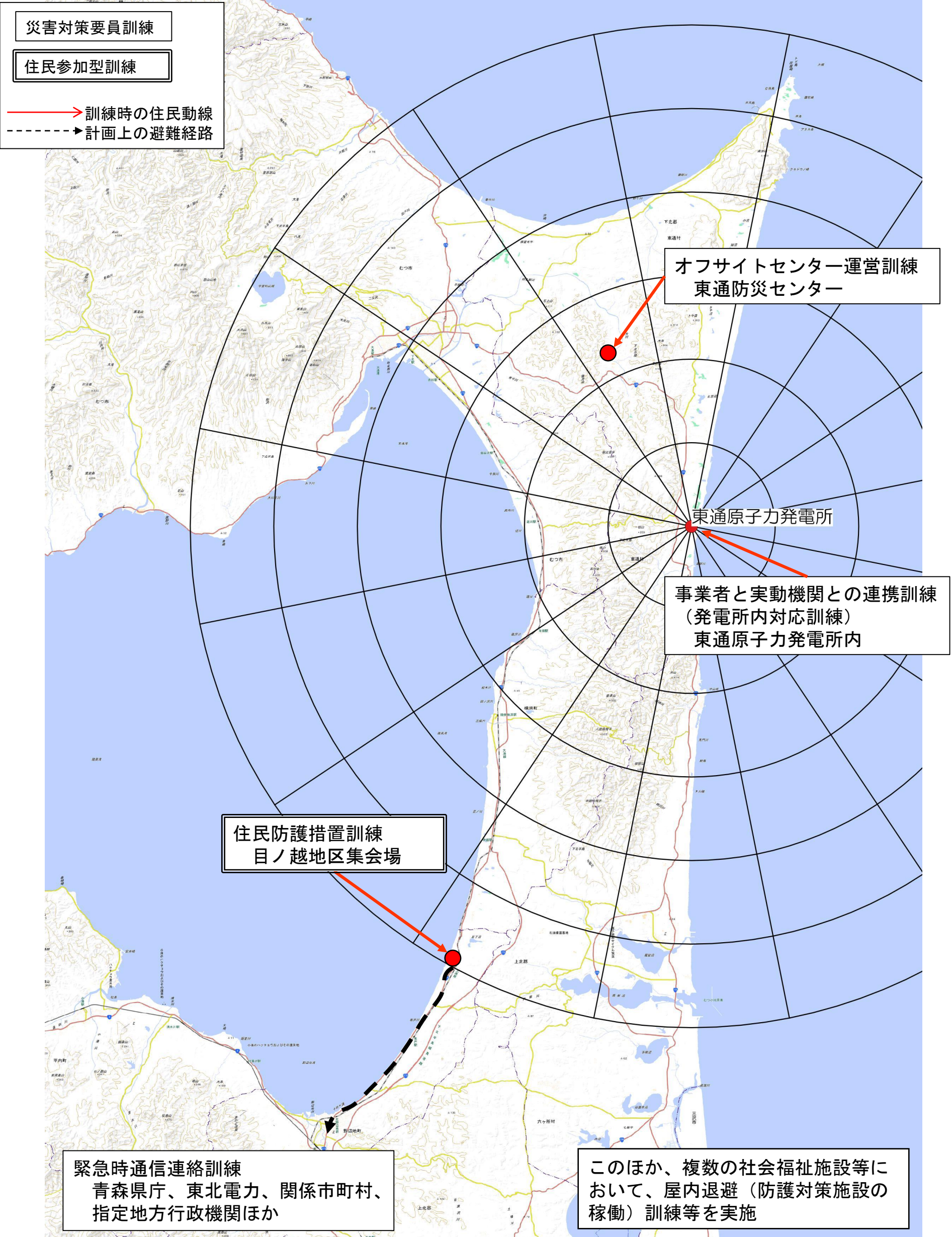
原子力災害対応の拠点である県原子力センターへの燃料供給を想定し、陸上自衛隊の支援により燃料補給を実施した。

(12) 発電所内対応訓練

【東北電力(株)東通原子力発電所、下北地域広域事務組合消防本部等】

東通原子力発電所内において、原子力災害が発生したことを想定し、事態収束に係る発電所内の対応等について訓練を実施。また、管理区域内で傷病者が発生したとの想定で、管轄消防本部との連携した訓練を併せて実施。

平成30年度 青森県原子力防災訓練 実施概略 11月10日(土)



平成30年度 青森県原子力防災訓練 実施概略 11月11日(日)



オフサイトセンター運営訓練実施要領

1 目的

原子力災害時に、情報共有の拠点となるオフサイトセンターの活動内容について関係者の理解を図るとともに、設置設備の使用方法の習熟等を図る。

特に、国から施設敷地緊急事態発生に伴う要員参集要請が行われた後、オフサイトセンターの運営の中核となる国要員が到着するまでの間、主たる活動を行う県内関係機関の要員の対応能力の向上を目的とする。

2 日時

11月10日（土） 10：00～14：30

3 主会場

東通オフサイトセンター（東通村防災センター）

（その他、レスポンス役として各機関の拠点での活動も一部有）

4 参加機関（案）

国、県、東通村、六ヶ所村、むつ市、横浜町、野辺地町、自衛隊、警察、第二管区海上保安部、下北地域広域事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部他

5 主な確認項目

- （1）オフサイトセンターに設置される組織の立ち上げ、通信機器を用いた連絡方法
- （2）各機関からの情報収集の流れの確認
- （3）事態進展に応じた実施方針（案）の作成手順
- （4）収集した情報のとりまとめ・会議による共有方法
- （5）活動要員の出入り管理

6 主な状況

訓練開始前までのオフサイトセンターの状況は以下のとおりとする。

事故状況：11月10日 9：00 警戒事態発生（大地震による）

同日 10：00 施設敷地緊急事態発生（格納容器健全性喪失）

組織体制：現地事故対策本部（10：00の施設敷地緊急事態発生に伴い設置）

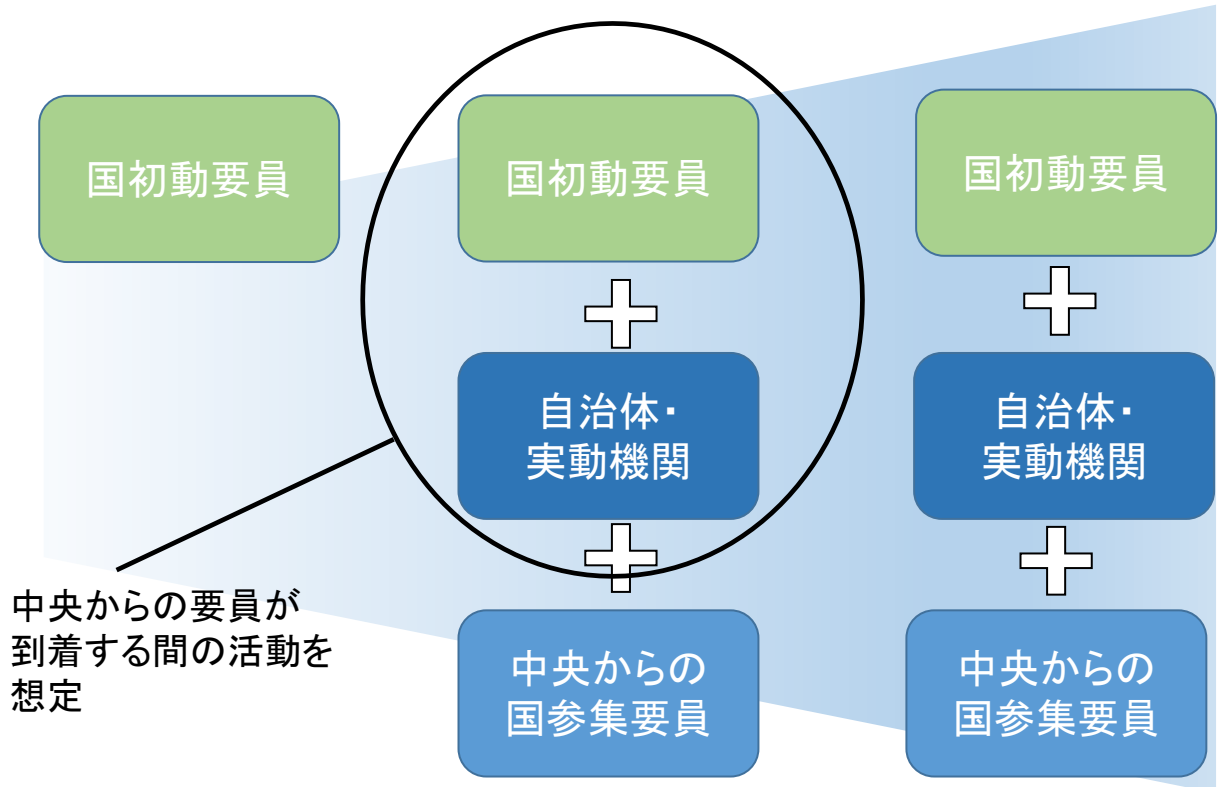
参集状況：施設敷地緊急事態発生に伴い、国は、関係機関に対しオフサイトセンターへの参集要請を実施。中央からの国要員は移動中であるが、県内各機関からの先遣要員はオフサイトセンターに到着。

(参考) 災害の事態進展に応じた参集要員の拡大展開と、
今回の訓練想定フェーズイメージ

情報収集事態・
警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態



緊急時通報連絡訓練実施要領

1 目的

青森県地域防災計画（原子力災害対策編）及び事業者防災業務計画等において定められている原子力災害時の連絡体制の確認及び各種通信機器の操作方法の習熟を行う。今年度の訓練においては、県から指定地方行政機関への連絡を重点的に実施する。

2 日時

11月10日（土）9：00～10：30（県からの第2報收受まで）

3 通報連絡の流れ

（1）東北電力からの通報

ア 通報時期

- ① 9：00頃 警戒事態の発生に伴う通報
- ② 10：00頃 施設敷地緊急事態の発生に伴う通報

イ 通報先

原子力規制庁東通原子力規制事務所、青森県、県警察（警備第二課、むつ警察署、野辺地警察署）、東通村、六ヶ所村、むつ市、横浜町、野辺地町、下北地域広域事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、自衛隊

ウ 通信手段

東北電力（株）が関係機関に配備している FAX 等を用いて通報連絡を実施する。通報後は、電話等による確認を行う。

（2）県からの連絡

ア 連絡時期

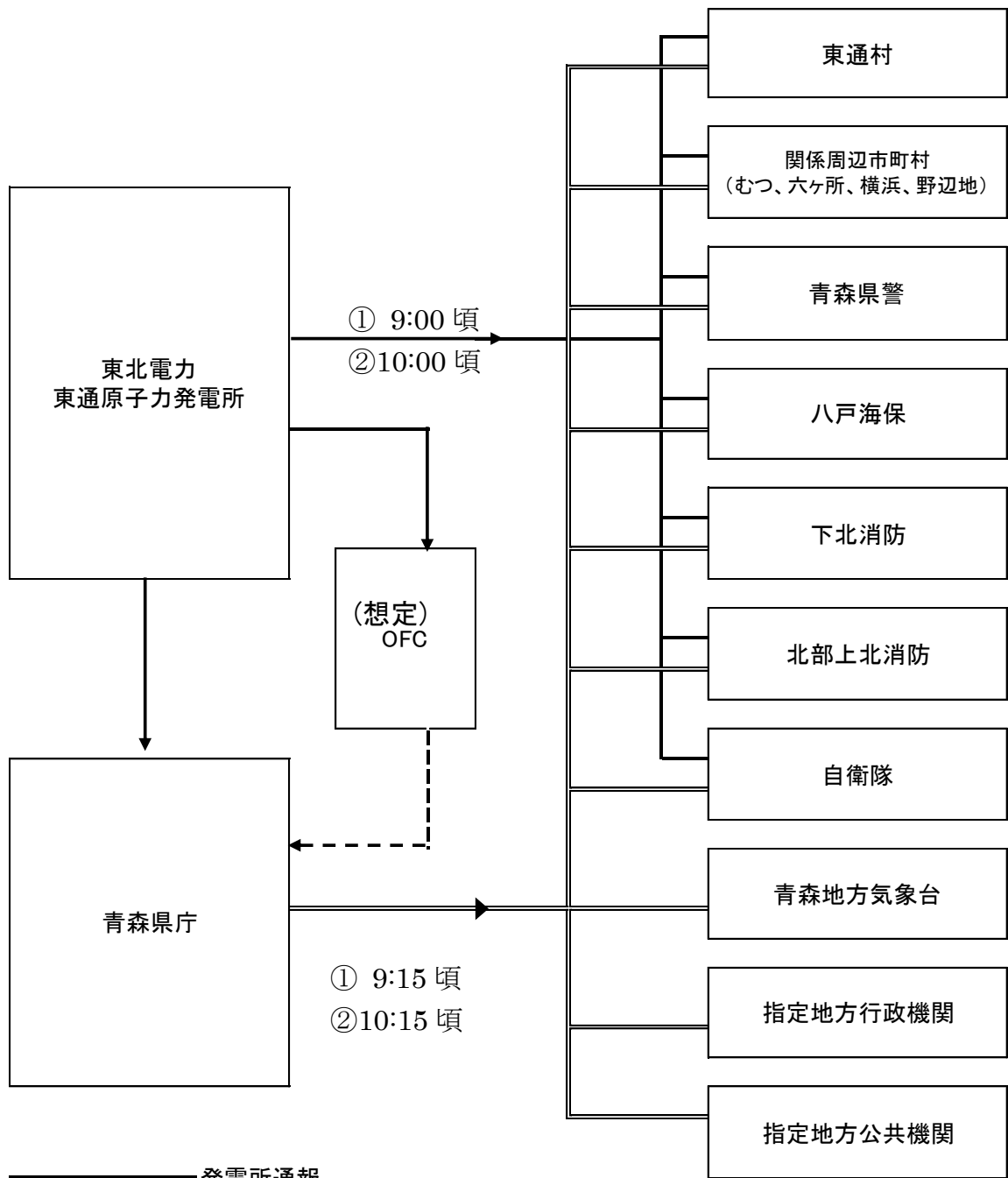
- ① 9：15頃 警戒事態発生を踏まえた県からの情報伝達について
- ② 10：15頃 施設敷地緊急事態発生を踏まえた県からの情報伝達について

イ 連絡先

県警察（警備第二課、むつ警察署、野辺地警察署）、東通村、六ヶ所村、むつ市、横浜町、野辺地町、下北地域広域事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、自衛隊、八戸海上保安部、青森地方气象台、指定地方行政機関、指定地方公共機関

ウ 通信手段

別紙通報先一覧のとおりとする。また、統合原子力防災ネットワークシステムの取扱については、「緊急時連絡網通信機器取扱マニュアル（平成30年9月3日）」を参照し実施する。



————— 発電所通報

===== 県からの情報連絡

東通村

関係周辺市町村
(むつ、六ヶ所、横浜、野辺地)

青森県警

八戸海保

下北消防

北部上北消防

自衛隊

青森地方気象台

指定地方行政機関

指定地方公共機関

東北電力
東通原子力発電所

① 9:00 頃
② 10:00 頃

(想定)
OFC

青森県庁

① 9:15 頃
② 10:15 頃

避難退域時検査及び簡易除染訓練実施要領

1 訓練実施日及び対象施設

(1) 訓練実施日

11月11日(日) 8:30~13:30(予定) (六ヶ所村倉内地区)
8:00~13:00(予定) (むつ市川内地区)

(2) 訓練対象事業所

東北電力株式会社東通原子力発電所

2 訓練実施場所

(1) 六ヶ所村立南小学校

(六ヶ所村大字倉内字湯沢12-8)

(2) むつ市川内庁舎

(むつ市川内町川内477番地)

3 訓練参加機関

青森県(原子力安全対策課、医療薬務課、東青地域県民局地域健康福祉部保健総室、中南部地域県民局地域健康福祉部保健総室、三八地域県民局地域健康福祉部保健総室、西北地域県民局地域健康福祉部保健総室、上北地域県民局地域健康福祉部保健総室、下北地域県民局地域健康福祉部保健総室)、むつ市、六ヶ所村、日本赤十字社青森県支部、(公社)青森県診療放射線技師会、(公社)青森県トラック協会、陸上自衛隊、弘前大学、弘前大学「被ばく医療プロフェッショナル育成計画」修了生、東北電力(株)、東京電力(株)、日本原燃(株)、電源開発(株)、リサイクル燃料貯蔵(株)

4 訓練の特徴

各訓練実施場所における人員配置及び検査動線・検査手順の検証

5 訓練の目的

- (1) 避難退域時検査及び簡易除染手順の確認及び関係職員の技術の習得。
- (2) 可搬型ゲートモニタの設置及び操作について確認。
- (3) 検査場所における動線及び人員配置、通信機器等の検証。
- (4) 可搬型ゲートモニタ及びGMサーベイメータにおける車両及び住民検査時間の計測及び検査対応能力の検証。
- (5) 検査場所設置に伴う救護所の設置及び安定ヨウ素剤緊急配布の実施。

6 訓練の想定

- (1) 東北電力(株)東通原子力発電所において、全交流電源喪失、冷却機能喪失等により全面緊急事態が発生し、UPZ圏内で避難指示（OIL 2）となった避難住民に対する避難退域時検査及び簡易除染を実施する。
- (2) 検査チーム等は、県災害対策本部からの参集要請があった想定とし、資機材搬送及び要員の検査場所集合から始める。
- (3) UPZ圏内の一部の住民が安定ヨウ素剤未受領と想定し、避難退域時検査場所にて緊急配布を実施する。
- (4) 避難途中の体調不良者等が発生した場合の対応として、救護所の設置を日本赤十字社青森県支部に要請した想定とする。

7 その他

訓練の詳細については、別途定める。

傷病者受入・搬送訓練実施要領

1 概要

青森県原子力災害医療訓練は、青森県原子力防災訓練の一環として実施するもので、原子力災害時における医療対応体制を検証することを目的として、県、原子力災害拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター、消防機関及び原子力事業者が合同で実施する。

2 実施日時、場所

- (1) 日時 平成 30 年 11 月 6 日 (火) 10:30 ～ 16:00 (訓練振り返りを含む)
- (2) 場所 青森県立中央病院 救命救急センター

3 参加機関等

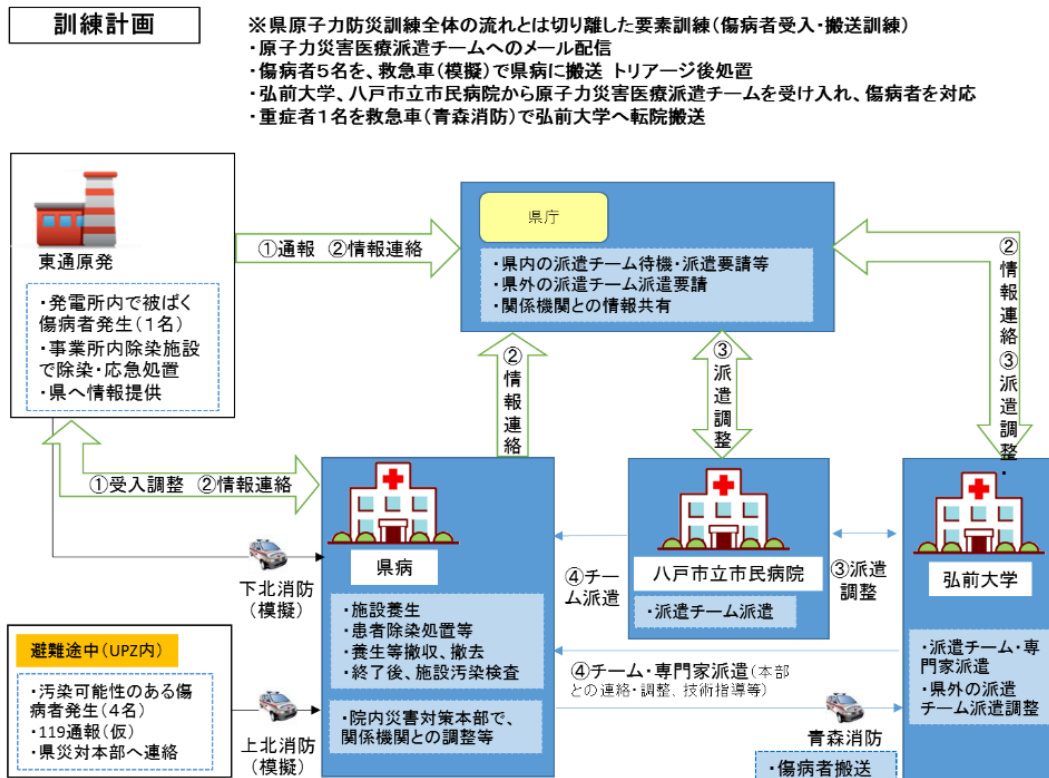
青森県立中央病院、八戸市立市民病院、弘前大学、青森地域広域事務組合消防本部、青森県、東北電力(株)東通原子力発電所

4 訓練目的

- (1) 県、関係機関及び原子力事業者における医療体制及び協力体制の実効性の確認
- (2) 県や原子力災害拠点病院の原子力災害医療対応マニュアル等の検証、課題抽出、改善
- (3) 原子力災害医療に係る要員の技術の習熟

5 訓練内容 (図 訓練計画 参照)

- (1) 関係機関等との通信訓練
 - ① 仮想原子力災害医療・総合支援センター、仮想県庁等への電話・FAX
 - ② 原子力災害医療派遣チームメンバーへのメール配信
- (2) 被ばく・汚染の可能性のある傷病者の受入・搬送
- (3) 原子力災害医療派遣チーム及び専門家の派遣



避難所開設・運営訓練実施要領

1 目的

原子力災害発生時における広域住民避難の際に、迅速かつ円滑に避難所を開設・運営するための手順等の確認を行い、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2 実施日時及び場所

平成30年11月11日（日） 9：00～12：00
青森県武道館（弘前市）

3 訓練内容

- ① 避難所における避難車両の動線・誘導手順の確認
- ② 避難退域時検査未受検の車両を想定した検査・除染手順の確認
- ③ 避難者カードを活用した避難者の受付の手順の確認
- ④ 広域避難や避難生活の長期化を念頭においた居住スペースの設置方法の確認
- ⑤ 避難者に対する相談窓口の設置

4 参加機関

弘前市、横浜町、青森市、五所川原市、黒石市、平内町、原子力事業者、陸上自衛隊、防災士会、青森県

5 訓練手順

- 9：00～ 訓練参加者集合
訓練内容説明
- 9：15～ 避難所開設訓練準備
資機材確認、レイアウト確認
- 10：00～ 車両誘導訓練・除染訓練開始
- 10：20～ 避難者受付訓練開始
- 10：30～ 避難者による居住スペース作成
避難者に対する相談窓口の開設
- 11：30～ 振り返り
- 12：00～ 撤収作業

6 役割分担

組織名	役割分担
弘前市	車両誘導、受付、居住スペース作成支援、 訓練企画・統制
横浜町	受付支援、居住スペース作成支援
自主防災組織、防災マイスター	居住スペース作成支援
受入市町村（弘前市以外） 原子力事業者	避難者役、居住スペース作成
陸上自衛隊	除染訓練
防災士会	避難所設置・運営アドバイザー
県（支援要員）	避難者役、居住スペース作成
県（危機管理局等）	訓練企画・統制、安全管理

緊急時モニタリング訓練実施要領

1 目的

東北電力(株)東通原子力発電所において原子力災害が発生した場合に備え、青森県緊急時モニタリング計画及び実施要領を踏まえた活動訓練を行い、緊急時モニタリング要員の対応能力の向上を図る。

2 日時

資機材取扱訓練：平成30年10月19日（金） 10：00 ～ 16：00

図上・実動訓練：平成30年11月11日（日） 8：30 ～ 16：30

3 訓練実施場所

青森県原子力センター、東通オフサイトセンター、東通原子力発電所から概ね30km圏内のモニタリング地点

4 訓練参加機関

原子力規制庁、（国研）日本原子力研究開発機構青森研究開発センター、（公財）核物質管理センター六ヶ所保障措置センター、（公財）環境科学技術研究所、東北電力(株)、日本原燃(株)、青森県（原子力センター、環境保健センター、各地域県民局環境管理部）

5 訓練想定（図上・実動訓練）

東北電力(株)東通原子力発電所において、定格電気出力運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生し、原子炉冷却材漏えいが発生したため原子炉を手動停止。原子炉停止後非常用炉心冷却装置が作動したが、設備故障等により同装置による注水不能となり全面緊急事態に至る。さらに炉心損傷に至り環境中に放射性物質が放出されるという状況を想定し、緊急時モニタリングを実施する。

6 訓練重点項目（図上・実動訓練）

警戒事態発生時には原子力センターに青森県緊急時モニタリング本部を設置し平常時モニタリングの強化等の対応訓練を行い、施設敷地緊急事態発生時には緊急時モニタリングセンター（以下、EMCという）の構成要員はオフサイトセンター（以下、OFCという）に移動してEMCを設置し、緊急時モニタリング実施計画に基づく対応の習熟に重点をおいた訓練を実施する。

7 訓練内容

(1) 資機材取扱訓練

緊急時モニタリング要員を対象に資機材取扱技術の向上を図るため、以下の項目を原子力センターにて実施する。

- ・緊急時モニタリングの体制・実施内容に係る講義
- ・防護服等の着脱訓練
- ・通信機器取扱訓練
- ・モニタリング情報共有システム取扱訓練
- ・サーベイメータ、モニタリングカー及び可搬型モニタリングポスト取扱訓練
- ・環境試料採取訓練

(2) 図上訓練

- ・青森県緊急時モニタリング本部設置・運営訓練

警戒事態発生を受け、原子力センターに青森県緊急時モニタリング本部を設置し、平常時モニタリングの強化や緊急時モニタリングの準備などの対応訓練を行う。

- ・EMC設置・運営訓練

施設敷地緊急事態発生を受け、EMC構成要員は東通OFCに移動し、原子力規制庁上席放射線防災専門官を中心にEMCを設置し原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）役コントローラと緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリング内容の決定等の対応訓練を行う。

(3) 実動訓練

- ・空間放射線量率の測定訓練

OILに基づく防護措置の実施の判断に資するため、固定観測局及び可搬型モニタリングポストによる空間放射線量率の連続測定を行うとともに、これを補完するためモニタリングカー及びサーベイメータにより空間放射線量率の測定を行う。

- ・環境試料の採取及び分析訓練

OILに基づく防護措置の実施の判断に資するため、環境試料（飲料水）の採取及び分析等を行う。

- ・モニタリング要員の被ばく管理訓練

防護服やポケット線量計などの防護資機材の装脱着を行うとともに、モニタリング要員の被ばく線量の管理を行う。

映像伝送訓練実施要領

1 目的

避難状況等の情報収集体制強化を目的とし、防災航空ヘリによる航空偵察及び通信事業者の設備を用いた映像伝送訓練を実施する。

2 実施日時

平成30年11月11日（日） 10:00～10:20

3 実施場所（映像伝送先）

青森県原子力センター（六ヶ所村大字倉内字笹崎400-1）

4 訓練内容

防災航空ヘリ「しらかみ」による航空偵察映像、NTTドコモ(株)及びKDDI(株)の通信機材により撮影した以下の訓練映像について、訓練統監の視察先である青森県原子力センターに伝送する。

また、航空偵察映像の撮影データについて、六ヶ所村大石総合運動公園において北部上北消防本部への引き渡し訓練を行う。

役割分担	伝送元 (撮影箇所)	訓練主体	訓練内容
防災航空ヘリ	①六ヶ所村尾駈上空	六ヶ所村	一時集合場所運営訓練（尾駈小学校）→バス避難（尾駈小学校を出発したバスを追跡）
NTTドコモ(株)	②旧小田野沢小学校（録画）	東通村	陸上自衛隊ヘリを活用した空路避難訓練
	③石持地区活力 倍増センター		一時集合場所運営訓練及び安定 ヨウ素剤緊急配布訓練
	④目ノ越地区農 産物加工等集会 施設	県	緊急時モニタリング実動訓練 (試料採取等)
KDDI(株)	⑤むつ市立奥内 小学校	むつ市	一時集合場所運営訓練及び安定 ヨウ素剤緊急配布訓練
	⑥六ヶ所村老部 川集会所	六ヶ所村	福祉車両による避難行動要支援 者搬送訓練

5 参加機関

NTTドコモ(株)、KDDI(株)、県（危機管理局）

東通原子力発電所内対応訓練実施要領

1. 訓練の目的

- (1) 原子力災害発生時に原子力防災組織が東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められた機能を有効に発揮できることを確認する。
- (2) これまでの訓練から改善を図った事項の有効性を確認する。
- (3) 新規制基準に適合した設備・手順等が整備されたと想定した訓練を実施し、手順、訓練の実施に関する課題抽出を行う。

2. 実施年月日および対象施設

- (1) 実施年月日
平成 30 年 11 月 10 日（土）9:00～15:00（訓練，反省会）
- (2) 対象施設
東通原子力発電所 1 号機

3. 想定事故概要

東通原子力発電所 1 号機において、定格電気出力運転中、11月10日（夜間・休日当番者体制）、青森県東方沖を震源とする地震が発生。その後、原子炉冷却材漏えいが発生したため、原子炉を手動停止。非常用炉心冷却装置が作動したが、設備故障等により同装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに事象は進展し、炉心損傷、発電所からの放射性物質の放出となる。

4. 訓練項目

- (1) 発電所対策本部運営訓練
- (2) 通報連絡訓練
- (3) アクシデントマネジメント訓練
- (4) 電源機能等喪失時対応訓練
- (5) 原子力災害医療訓練

5. その他

本訓練は、社内「平成 30 年度緊急時対応訓練中期計画」に従い、「東通原子力発電所原子炉施設保安規定第 17 条 2（電源機能等喪失時の体制の整備）」および「東通原子力発電所 1 号炉のアクシデントマネジメント検討報告書」に基づき実施する。

以上